

ビットポイントサービス利用総合約款

第1章 総則

第1条（本約款の趣旨）

- 1 株式会社ビットポイントジャパン（以下「当社」といいます。）は、当社が提供する仮想通貨の売買又は他の仮想通貨（ブロックチェーンの分岐（以下単に「分岐」といいます。）によって生まれる新しい仮想通貨（以下「新仮想通貨」といいます。）を含みますがこれに限られません。）との交換（以下単に「交換」といいます。）、売買・交換の仲介その他仮想通貨に係る関連サービス（以下「本サービス」といいます。）について、お客様が本サービスを利用するにあたり、以下のとおりサービス利用総合約款（以下「本約款」といいます。）を定めます。
- 2 当社は、特定の種類の取引又はサービスについて、本約款とは別に規程、規約、ポリシー、ガイドライン、説明書等（以下総称して「附属約款等」といいます。）で当該取引又はサービスの条件を定める場合があります。当該取引又はサービスについては、当該附属約款等が本約款と重畳的に適用されますが、本約款と矛盾抵触する当該附属約款等の規定については当該規定が本約款に優先して適用されるものとします。
- 3 当社が本サービスで取り扱う仮想通貨については、当社ホームページ（以下「当社サイト」といいます。）上に掲載する等の方法により、周知するものとします。取り扱う仮想通貨の変更についても同様とします。

第2条（本約款等への同意）

- 1 お客様は、本約款にしたがって本サービスを利用するものとします。お客様は、本約款に有効かつ取消不能な同意をしない限り、本サービスを利用することができません。
- 2 お客様は、本サービスを実際に利用することによって本約款に有効かつ取消不能な同意をしたものとみなされます。
- 3 附属約款等の適用がある取引又はサービスを利用する場合には、お客様は、本約款のほかに附属約款等の定めにしたがって利用するものとします。

第3条（本約款等の変更）

- 1 当社は、当社が必要と判断した場合、お客様の事前の承諾なしに本約款及び附属約款等を変更することができるものとします。
- 2 本約款及び附属約款等の変更は、当社サイト上での掲載又は当社が別途定める方法で随時に公表又はお客様に通知します。
- 3 本約款又は附属約款等を変更した場合、変更後の本サービスの利用条件は変更後の本約款又は附属約款等に基づくものとします。本約款及び附属約款等の変更は、原則として当社が本約款又は附属約款等の変更を公表又は通知した時点から効力が生じるものとします。

- 4 お客様は、本約款又は附属約款等の変更後も本サービスを利用し続けた場合には、変更後の本約款又は附属約款等に対する有効かつ取消不能な同意をしたものとみなします。本サービスを利用する際には、随時、最新の本約款及び附属約款等をご参照のうえご確認ください。

第4条（総合口座開設の基準）

- 1 お客様が本サービスの利用申込みを行う場合、以下の要件をすべて満たしている必要があります。ただし、当社が特別に認める場合は、その限りではありません。

（個人のお客様の場合）

1. 取引開始時（口座開設時）において満20歳以上でありかつ行為能力者であること。
2. 日本国内に居住していること。
3. 本サービスのご利用に際し、本約款及び附属約款の内容に同意すること。
4. 自分でパソコンの操作ができること。
5. 利用可能なメールアドレスを当社に登録し、特別な理由がない限りお客様本人のみの利用とすること。
6. 日本国内の銀行にお客様本人名義の口座を保有していること。
7. 当社の推奨するインターネット利用環境が整っていること。
8. 当社の提供する書面の「電子交付サービス」を利用すること。
9. 緊急時に連絡がとれる電話番号及びメールアドレスを当社に登録すること。
10. 当社が提出を求める本人確認書類を含む書類を提出し、お客様に関する情報を正確に当社に登録すること。
11. 反社会的勢力等（暴力団、暴力団構成員、右翼団体等の反社会的勢力又はこれに準ずる者を意味します。以下同じとします。）に属する者でないこと及び反社会的勢力等と関係を有しない旨を当社所定の様式により確約すること。
12. その他当社が定める要件を満たしていること。

（法人のお客様の場合）

1. 日本国内に拠点を有する法人であり、法務局の発行する履歴事項全部証明書でそのことが確認できること。
2. 本サービスのご利用に際し、本約款及び附属約款の内容に同意すること。
3. 日本国内の銀行にお客様名義の口座を保有していること。
4. 当社の推奨するインターネット利用環境が整っていること。
5. 当社の提供する書面の「電子交付サービス」を利用すること。
6. 緊急時に連絡がとれる電話番号及びメールアドレスを当社に登録すること。
7. 当社が提出を求める本人確認書類を含む書類を提出し、お客様に関する情報を正確に当社に登録すること。
8. 反社会的勢力等に属する者でないこと及び反社会的勢力等と関係を有しない旨を当社所定の様式により確約すること。

9. 本サービスを利用して取引を行うことが法令、その他諸規則又はお客様の定款、その他の内規に違反せず、本サービスを利用して行う取引のために必要な法令上の手続及び内部手続遵守のための体制を有していること。
 10. その他当社が定める要件を満たしていること。
- 2 お客様からの口座開設のお申込みを当社にて受付した後、口座開設の可否について所定の審査を行います。審査の結果、口座開設をお断りする場合がありますが、その理由等の開示はいたしません。

第5条（登録・口座開設の拒否等）

- 1 当社は、本サービスの利用の申込みをしたお客様が以下の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、当社におけるサービス利用登録及び口座開設を留保又は拒否することがあります。
1. 本約款若しくは附属約款等に違反するおそれ、又はこれらの違反があると当社が判断した場合。
 2. 当社に提供されたお客様に関する情報の全部又は一部につき虚偽、誤謬又は記載漏れ等があった場合。
 3. 当社の指定するとおりに本サービスの利用申込みの手続が行われなかった場合。
 4. 過去に当社又は当社の関係会社との取引において問題があった場合。
 5. 過去に当社の提供するサービスについて約款、規約等に違反し、退会、登録取消等の処分を受けたことがある場合。
 6. 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかである場合。
 7. 反社会的勢力等である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流又は関与を行っているとして当社が判断した場合。
 8. その他、当社がお客様のサービス利用登録又は口座開設を適当でないと判断した場合。
- 2 お客様がサービス利用登録又は口座開設を留保又は拒否された場合であっても、当社は、その理由等を開示し又は説明する義務を負わず、お客様はそれに対し異議を唱えないものとします。

第6条（登録情報等）

- 1 お客様は、本サービスの利用に際してお客様ご自身に関する情報（住所、メールアドレス及び取引金融機関口座を含みますがこれに限られません。）を登録し又は当社に届け出る場合には、真実、正確かつ完全な情報を当社に提供するものとします。また、常に最新の情報となるように更新するものとします。
- 2 お客様は、当社に届け出たお客様に関する登録情報に変更があった場合には、速やかに当該変更事項の届出を当社に対し所定の方法により行うものとします。
- 3 当社は、お客様から登録情報の変更の届出があった場合は、当該届出に従って登録内容を変更するものとします。

- 4 登録情報の変更に関する届出の不作為、遅延等により、お客様が何らかの不利益を被った場合であっても、当社は、一切その責任を負いません。
- 5 当社は、お客様が本サービスを利用するに際して、法令に定める取引時確認等の確認を行う場合があります。この場合、お客様は、当該確認に対して応じるものとし、応じない場合には本サービスの全部又は一部を利用できない場合があることを承諾し、これに異議を唱えないものとしします。

第7条（取引アカウント）

- 1 お客様は、本サービスの利用に際してパスワードを登録する場合、これを第三者に不正に利用されないようご自身の責任で厳重に管理するものとしします。
- 2 本サービスの取引アカウントは、付与されたお客様にのみ帰属します。お客様の本サービスにおけるすべての利用権は、これらを第三者と共同で使用し、第三者に貸与、譲渡若しくは承継させ、又は質入れ等の処分をすることはできません。
- 3 当社は、取引アカウントを利用して行われた一切の行為を、当該取引アカウントを付与されたお客様ご本人の行為とみなすことができます。
- 4 取引アカウント又はパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はお客様が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
- 5 お客様は、ご自身の取引アカウントが第三者に使用された又はそのおそれがあると認識した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとしします。
- 6 当社は、お客様が本約款に違反し又は違反するおそれがあると認めた場合には、あらかじめお客様に通知することなく、取引アカウントを停止又は削除することができるものとしします。
- 7 お客様の本サービスにおけるすべての利用権は、理由を問わず、取引アカウントが削除された時点で消滅するものとしします。万が一お客様が誤って取引アカウントを削除した場合であっても、原則として取引アカウントの復旧をすることができません。

第8条（料金及び支払方法）

お客様は、本サービスの利用にあたり、当社が別途定める手数料を、当社所定の方法で当社に支払うものとしします。

第9条（本サービスの利用）

- 1 お客様及び当社は、本サービスの利用又は提供に際して、関連法令、その他諸規則を遵守するものとしします。
- 2 お客様は、本サービスを利用するにあたり、必要なコンピュータ、携帯電話機、通信機器、ソフトウェアプログラム、通信手段及び電力等を、お客様の費用と責任で用意するものとしします。
- 3 当社は、当社が必要と判断した場合には、あらかじめお客様に通知することなく、いつでも本サービスの全部又は一部の内容を変更し、また、その提供を中止することができるものとしします。

- 4 お客様が本サービスにおいて仮想通貨を売却又は購入する際の取引価格は、成約処理により決定するものであり、当該取引価格に関して、当社は、故意又は重大な過失がない限り一切の責任を負いません。また、お客様は、いったん成約した取引の注文の撤回はできないことをあらかじめ承諾するものとします。
- 5 お客様が本サービスを利用して行う取引が所定の基準を超えると当社が判断した場合は、お客様による本サービスの利用を制限することがあります。お客様は、かかる利用制限について異議を唱えないものとします。

第 10 条（提携パートナーのサービス）

本サービスは、当社と提携する他の事業者が提供するサービス又はコンテンツを含む場合があります。かかるサービス又はコンテンツに対する責任は、これを提供する事業者が負います。また、かかるサービス又はコンテンツの利用には、当該サービス又はコンテンツを提供する事業者が定める利用規約その他の条件が適用されることがあります。

第 11 条（外部委託の業務）

当社は、本サービスに係る業務の一部を提携する外部の事業者へ委託する場合があります。かかる委託業務に係る最終的な責任は、かかる業務を委託した当社が負います。なお、当社が外部の事業者へ委託する業務には、以下のものが含まれます。

- ・情報システムの開発・運用・保守に関する業務
- ・カスタマーセンターのお客様サポート業務
- ・ディーリングに関する業務
- ・口座管理に関する業務

第 12 条（お客様の責任）

- 1 お客様は、お客様ご自身の責任において本サービスを利用するものとし、本サービスにおいて行った一切の行為及びその結果について一切の責任を負うものとします。
- 2 お客様は、本サービスを利用して行う取引について各種のリスク（価格変動リスク、損失発生リスク、取引制限リスク等がありますがこれらに限られません。）があることを理解したうえで、お客様の判断と責任において取引を行うものとします。
- 3 当社は、お客様が本約款又は附属約款等に違反して本サービスを利用していると認めた場合には、当社が必要かつ適切と判断する措置を講じることができるものとします。ただし、当社は、かかる違反を防止又は是正する義務を負いません。
- 4 お客様は、本サービスを利用したことに起因して（当社がお客様による本サービスの利用を原因とするクレームを第三者より受けた場合を含みます。）、当社が直接的又は間接的に何らかの損害（弁護士費用の負担を含みます。）を被った場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。

第13条（禁止行為）

- 1 お客様は、本サービスの利用に際して、以下の各号のいずれかに該当することを行ってはならないものとします。
 1. 他人名義又は架空名義での利用、当社又は第三者へのなりすまし、複数取引アカウントの所持・利用等の行為。
 2. 当社、本サービスの他の利用者、その他の第三者の財産権、名誉、プライバシーその他の権利又は利益を侵害する行為。
 3. 本サービスにおいて当社が利用者に提供するデータを改ざん又は消去する行為。
 4. 意図的に虚偽の情報を流布する行為。
 5. 当社の商号、商標又はサービスマークを、当社の事前の承諾なしに使用する行為。
 6. 本サービスに係るサーバやネットワークシステムに支障を与える行為、BOT、チートツール、その他の技術的手段を利用して本サービスを不正に操作する行為、本サービスの不具合を意図的に利用する行為、当社に対して不当な問い合わせ又は要求をする行為、その他当社による本サービスの運営又は他の利用者による本サービスの利用を妨害し、これらに支障を与える行為。
 7. コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを含む情報を送信する行為（情報を詐取するようなフィッシングサイトへの誘導行為を含みますがこれに限られません。）。
 8. 反社会的勢力等に対する利益供与その他の協力的行為。
 9. 犯罪行為若しくはそれに関連する行為又は公序良俗に反する行為。
 10. その他当社が不適切と判断する行為。
- 2 お客様の行為が前項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、お客様に事前に通知することなく、当該違反行為の全部又は一部を停止させ、取引アカウントの停止・削除等、当該違反行為を排除するあらゆる措置を講じることができるものとします。当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づきお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。

第14条（本サービスで提供する情報）

- 1 お客様は、当社から得た数値及びニュース等の情報を、お客様の取引のみに利用するものとし、第三者への情報提供、営利目的での利用、情報の加工又は再配信等、お客様における私的利用以外を目的とした利用を行ってはならないものとします。
- 2 当社は、お客様に提供する情報の正確性及び完全性について万全を期するものとしませんが、当該情報について情報の正確性、完全性、最新性、信頼性、特定目的への適合性等一切の保証を行わず、お客様が当社の提供する情報を利用したことにより生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。

第15条（本サービスの停止等）

- 1 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、お客様に事前に通知することなく、本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。

1. 本サービス用設備の点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合。
2. 火災、停電、通信障害、天災地変等の不可抗力により本サービスの正常な運営ができなくなった場合。
3. 戦争、動乱、暴動、労働争議等により本サービス等の提供ができなくなった場合。
4. 法令改正、裁判所の命令、監督官庁の命令等により本サービスの提供ができなくなった場合。
5. その他、運用上又は技術上の理由により、本サービスの一時的な停止又は中断が必要であると当社が判断した場合。

2 当社は、本サービスの停止又は中断により、お客様が本サービスを利用できなかったこと等によって生じた損害について一切の責任を負いません。

第 16 条（保証の否認及び免責）

- 1 当社は、本サービスを利用して行われる、仮想通貨の売買・交換取引その他の関連サービス、並びに仮想通貨の価値、機能、使用先及び用途につきいかなる保証も行わず、一切の責任（瑕疵担保責任を含みます。）も負うものではありません。
- 2 当社は、仮想通貨の売買又は交換に関するサービスを提供しますが、お客様の注文を成立させる義務又は責任を負うものではありません。したがって、お客様の注文が成立せず、又はお客様の取引に無効、取消、解除等の当該契約の成立又は有効性を妨げる事由があった場合であっても、当社は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、お客様に対して一切の責任を負わないものとします。
- 3 当社サイトから他のウェブサイトへのリンク又は他のウェブサイトから当社サイトへのリンクが行われている場合であっても、当社は、当社サイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報に関してその内容や安全性等については関知しておらず、その利用に関し一切の責任を負わないものとします。
- 4 当社は、本サービスの第三者による不正利用、本サービス運営用システムへの不正アクセス、本サービス運営用システムの障害等が検知された場合には、本サービスにおける仮想通貨の約定を取り消し、又は本サービスの提供を中断又は停止することができるものとします。その際、当社は、当該約定の取消、本サービスの中断又は停止に関連してお客様が被った損害につき、一切の責任を負わないものとします。
- 5 当社は、仮想通貨及び本サービスに関する法令、規則、ガイドラインその他の規制（以下「法令等」といいます。）又は関連する税制の改正等（法令等又は税制の改正が過去に遡及して適用される場合を含みますがこれに限られません。）によりお客様に損害が発生した場合であっても、一切の責任を負わないものとします。
- 6 当社は、本サービスの利用に際してお客様に生じた不利益や損害等について一切の責任を負わないものとします。

- 7 お客様が本サービスを利用するためには、インターネットにアクセスする必要があります。お客様には自らの責任と費用で必要な機器、設備、ソフトウェア、通信手段を適切に準備・操作していただく必要がありますが、当社は、お客様がインターネットにアクセスされるための準備や操作方法等については一切関与しません。また、当社がインターネット利用環境を推奨する場合であっても、機器、設備、ソフトウェア等について、当社は、その動作保証等は一切行いません。また、お客様の利用しているコンピュータ、電話その他の端末機器及び通信回線の不具合、不正利用等により、約定が執行され、又は執行されなかったとしても、当社は一切の責任を負いません。
- 8 天災地変、戦争、政変、ストライキ、経済情勢の急変等、不可抗力と認められる事由により、本取引に係る注文の執行、金銭の授受又は寄託の手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害及び損失等に関連してお客様が被った損害につき、一切の責任を負わないものとします。
- 9 電信、インターネット、携帯電話設備又は郵便等通信手段における誤謬、遅延等、当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害及び損失等に関連してお客様が被った損害につき、一切の責任を負わないものとします。
- 10 通信機器及びコンピュータ機器のハードウェアやソフトウェアの障害、瑕疵、誤作動、市場関係者や第三者が提供するシステム、通信回線、コンピュータ機器のハードウェアやソフトウェアの障害、瑕疵、誤作動等、本取引に係る一切のコンピュータ機器、システム、通信回線等の障害、瑕疵、誤作動により生じた損害に関連してお客様が被った損害につき、一切の責任を負わないものとします。

第 17 条（期限の利益の喪失、解約等）

- 1 お客様について以下に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、お客様は、当社から何らの通知、催告等がなくても、本サービス及び本サービスを利用して行った取引に係るすべての債務について期限の利益を失い、翌営業日までに債務を弁済するものとします。
 1. 口座開設申込時又はその後に虚偽の申告又は届出をしたことが判明した場合。
 2. 支払の停止又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始若しくは特別清算開始の申立てその他これらに類する法的倒産手続の申立てがあった場合。
 3. 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 4. お客様の本サービスを利用して行った取引に係る債権その他一切の債権のいずれかについて仮差押え、保全差押え又は差押えの命令、通知が発送された場合。
 5. 住所変更の届出を怠る等お客様の責に帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となったとき、又は、当社からの郵便、電話、電子メール等による連絡等が不可能となった場合。
 6. 死亡したこと又は失踪宣告を受けた場合。
 7. 心身機能の重度な低下により、本サービスの利用継続が著しく困難又は不可能となった場合。
- 2 以下に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、お客様は、当社からの請求によって本サービス及び本サービスを利用して行った取引に係る債務の期限の利益を失い、翌営業日までに債務を弁済するものとします。
 1. お客様の当社に対する本サービス又は本サービスを利用して行った取引に係る債務又はその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞した場合。
 2. 前項各号のいずれかに該当する場合。

3. 前二号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じ、又は当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合。

3 当社は、第1項各号若しくは第2項各号に掲げる事由又は以下に掲げる事由のいずれかがお客様について発生した場合には、当社は、事前に通知又は催告することなく、当該お客様について本サービスの利用を停止し、又はお客様の口座登録を抹消し、本サービスに関する契約を解約することができるものとします。

1. 本約款又は附属約款等のいずれかの条項について重大な違反があった場合。

2. お客様の取引アカウントが他人名義若しくは架空名義で開設されていたことが明らかとなった場合又はお客様ご自身の意思によらずに開設されたことが明らかとなった場合。

3. お客様が本サービスを利用して行った取引に係る債権若しくは本サービス又は本サービスを利用して行った取引に関する契約上の地位を譲渡、質入れ又はその他の処分をした場合。

4. お客様の取引アカウントが法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると当社が判断した場合。

5. 当社が口座名義人の本人確認(第6条第5項に定める取引時確認等を含みますがこれに限られません)に応じるよう期間を定めて求めたにもかかわらず、これに応じない場合。

6. 当社、本サービスの他の利用者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用し又は利用しようとした場合。

7. 手段の如何を問わず、本サービスの正常な運営を妨害し又は妨害しようとした場合。

8. 本サービスを利用して行う取引の適切な環境の維持に支障を及ぼすと当社が判断した場合。

9. 日本国内の居住者でなくなり、日本国内の居住者に復帰する見込みがなくなった場合。

10. 暴力団員等でなくなった時から5年を経過していない者、暴力団員等若しくは準ずる者、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、暴力団員等に資金等を提供している者であることが判明した場合。

11. インターネットの脆弱性若しくは仮想通貨取引市場等の混乱等の利用等、不正又は不当な行為により取引を行ったと当社が判断した場合、又はお客様と当社との間の信頼関係を喪失させる事由が発生したと当社が判断した場合。

12. 本約款及び本約款の変更に同意しない場合。

13. 前各号に掲げるほか、当社が本サービスの利用継続を適当ではないと判断した場合。

4 前項各号に定めるお客様の行為により当社が損害を被った場合には、お客様は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

5 当社は、本条に基づき当社が行った措置によりお客様に損害が生じたとしても、一切の責任を負いません。

6 第1項乃至第3項の場合で、当社がお客様に対して本サービスに関する契約又はその他の契約に基づき金銭債務を負う場合には、お客様が当社に対して負う金銭債務と対当額で相殺することができるものとします。

第 18 条（口座の閉鎖、取引の制限・停止）

- 1 当社は、お客様が逮捕又は勾留された場合等、お客様本人による取引が行えないと判断される場合に口座を閉鎖することができるものとし、お客様はこれに異議を唱えないものとします。
- 2 お客様が閉鎖された口座での取引再開を希望される場合は、当社は、当社が定める口座開設の審査基準を満たしていることの確認を行います。
- 3 当社は、第 16 条第 3 項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合又は以下に掲げるいずれかに該当する等不適切な操作又は取引であると当社が判断した場合には、お客様の新規の取引を制限又は停止することができるものとし、お客様はこれに異議を唱えないものとします。
 1. 本サービス運営用システムに大きな負荷を与えるような行為。
 2. 取引と関係ない入出金を繰り返す行為。
 3. 資産や投資経験などから判断して過剰となる取引。
 4. 数秒間隔以下での注文を大量に繰り返し発注する行為（かかる注文を発注後成約前に取り消すことを繰り返す行為を含みます。）。
 5. お客様より本サービスを利用して行う取引に関して訴訟提起、調停申立、裁判外紛争処理機関への斡旋申立等が行われた場合で、その争いの対象となった事柄と同一の理由により、取引を継続したときに紛争、損失が拡大する可能性がある場合。

第 19 条（AML/CFT への協力）

- 1 当社は、マネー・ローンダリング対策（AML）及びテロ資金供与対策（CFT）を実施するにあたって、お客様の取引内容に調査が必要と認められる場合は、お客様に対して取引の内容、相手方、目的等に関する情報提供を求めることができ、お客様はこれに協力するものとします。
- 2 当社は、前項の調査の過程において、又は当該調査の結果に基づき、お客様の仮想通貨の取引、法定通貨の入金・出金手続、仮想通貨の送付・預入の手続等について、制限を加えることができるものとします。
- 3 当社は、前項の措置によりお客様に損害が生じたとしても、一切の責任を負いません。

第 20 条（個人情報）

当社は、お客様に関する個人情報を当社サイトに掲載する「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第 2 章 サービス

第 1 節 取引

第 21 条（利用期間等）

お客様が本サービスを利用できる期間及び時間は、当社が定めるものとします。

第 22 条（取引等の種類）

本サービスで提供するサービス及び取引の種類は、当社が定めるものとします。

第 23 条（注文内容の明示）

- 1 お客様が本サービスを利用して注文を行う際には、お客様は、売買・交換等の別、銘柄（通貨及び通貨ペア等を含みますがこれに限られません。）、価格、数量、その他注文の執行に当たって必要な事項を明示するものとします。
- 2 当社が必要と判断したときは、書面又は電磁的方法により、その内容をご提出いただく場合があります。

第 24 条（数量の範囲）

- 1 お客様が本サービスを利用して売却の注文を行える数量又は額は、事前に当社に預入している数量又は額の範囲内とし、この数量又は額の計算は、当社の定める方法によって行います。
- 2 お客様が本サービスを利用して買付の注文を行える数量又は額は、当社が定める数量又は額の範囲内とし、この数量又は額の計算は、当社の定める方法によって行います。

第 25 条（有効期限）

- 1 当社が受け付けた注文の有効期限は、当社がサービスごとに定める期限の範囲内とします。
- 2 当社が既に受け付けた注文について、有効期限の範囲内であっても、本サービスを運営するにあたって当社が必要と認める場合、本サービスを提供するシステムの改修・改変等に伴い当社が必要と認める場合又は法令等の改正若しくは政府当局の指導・命令等があった場合等には、その注文を取り消すことがあります。

第 26 条（注文の受付）

- 1 お客様が本サービスを利用してインターネットを介して行う注文は、注文内容入力後、お客様が注文内容の確認の入力をされ、その入力内容を当社が受信し、受け付けた時点をもって当社の受付とさせていただきます。
- 2 当社は、お客様の注文の内容について、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該注文の受付を行いません。なお、注文の受付をしないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。
 1. お客様の注文が法令諸規則及び附属約款等に定める事項のいずれかに反するとき。
 2. お客様の注文が当社の定める値幅を超えるとき。

3. お客様の注文が公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断するとき。
4. その他、当社が取引の健全性等に照らし不相当と判断するとき。

第 27 条（注文の取消し又は変更）

お客様が本サービスを利用して行った注文の取消し又は変更は、当該注文が未約定でかつ当社が定める範囲に限り、当社の定める方法により行えるものとします。

第 28 条（注文の照会）

お客様が本サービスを利用してインターネットを介して行う注文の内容は、本サービスに係る取引ツールより照会することができます。なお、その場合、当社は、原則として取引報告書及び本サービスに係る取引ツール以外でお客様に注文の結果を連絡することはありません。

第 29 条（注文内容の確定）

本サービスのご利用に係る注文の内容について、お客様と当社との間で疑義が生じた場合は、お客様が本サービスをご利用時に入力されたデータをもってお客様の注文の内容とさせていただきます。

第 2 節 金銭・仮想通貨の取扱い

第 30 条（お預り金）

当社は、お客様からお預かりした金銭に対しては、いかなる名目によるかを問わず、利子等の支払いはいたしません。

第 31 条（入金）

- 1 お客様が当社に金銭を預け入れるときは、ご本人名義により、当社が指定する銀行口座へのお振込みにより行うものに限ることとし、当社は銀行振込みによる入金を確認した後に、当社におけるお客様の口座に入金処理を行うものとします。
- 2 お客様が当社に金銭を預け入れる場合に要する振込手数料等は、お客様に負担いただくものとします。ただし、当社の定めるところにより当該手数料の一部又は全部を当社が負担する場合があります。
- 3 お客様による金銭預け入れの際に、名義又は会員番号の相違等によりお客様に金銭を返還する場合には、当該返還に要する振込手数料、組戻手数料等は、お客様に負担いただくものとします。ただし、当社の定めるところにより当該手数料の一部又は全部を当社が負担する場合があります。

第 32 条（不足金の入金）

- 1 成行の買い注文が約定し、お客様の口座に不足金が発生した場合、又はその他の取引によって同様に不足金が発生した場合には、お客様は当該約定に係る取引の受渡日までに当該不足金を入金するものとします。受渡日までに当該不足金が入金されていないことにより、当社が損害を被った場合には、お客様は、当該損害を賠償するものとし、当社は、お客様が保有する仮想通貨等を処分することができるものとします。
- 2 お客様の口座に立替金若しくは不足金があるときは、当社は、お客様の取引、金銭の引出等を制限することができるものとします。
- 3 当社は、前項の制限によってお客様に生じる損害について、その責を負わないものとします。

第 33 条（出金）

- 1 お客様が当社に預けている金銭を引き出すときは、当社は、お客様があらかじめ指定した預金口座に振り込みを行います。
- 2 お客様があらかじめ指定する預金口座は、原則として当社におけるお客様の口座と名義が同一の預金口座とします。
- 3 金銭の引出の請求に係る受付時間等の条件については、当社が定めるものとします。
- 4 お客様は、指定する預金口座を変更されるときは、当社所定の手続によって届け出るものとします。
- 5 振込みに係る手数料は、当社所定の額をお客様にご負担いただきます。ただし、当社の定めるところにより当該手数料の一部又は全部を当社が負担する場合があります。
- 6 当社は、お客様が当社に預けている金銭の引出しについて、1 日に引出しが可能な額の上限を設けることができるものとします。
- 7 お客様の出金の際に、預金口座の名義又は口座番号の相違等により正常にお客様に金銭を出金することができない場合には、振込手数料、組戻手数料等は、お客様に負担いただくものとします。ただし、当社の定めるところにより当該手数料の一部又は全部を当社が負担する場合があります。

第 34 条（送付）

- 1 お客様が当社に預けている仮想通貨を引き出し、他のウォレットへ移動を行う場合の受付時間及び数量等の条件は、当社が定めるものとし、お客様はその範囲において手続ができるものとします。
- 2 お客様が当社に預けている仮想通貨を引き出し、他のウォレットへ移動を行う場合に要する費用はお客様に負担いただくものとします。ただし、当社の定めるところにより、当該費用の一部又は全部を当社が負担する場合があります。
- 3 お客様が当社に預けている仮想通貨を引き出し、他のウォレットへ移動を行う場合に、誤った送付先を指定したことによる誤送付については、当社は一切関知せず、当該誤送付によってお客様に生じる損害について、当社はその責を負わないものとします。

- 4 お客様が当社に預けている仮想通貨を引き出し、他のウォレットへ移動を行う際には、お客様は、当該行為がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に該当しないことを約束し、また、その他の法令諸規則に抵触しないように行うものとします。
- 5 当社は、お客様が当社に預けている仮想通貨の引出しについて、1日に引出しが可能な額の上限を設けることができるものとします。

第35条（預入）

- 1 お客様が他のウォレットから当社のウォレットへ仮想通貨の預入を行う場合の受付時間及び数量等の条件は、当社が定めるものとし、お客様はその範囲において手続ができるものとします。
- 2 お客様が他のウォレットから当社のウォレットへ仮想通貨の預入を行う際には、お客様は、当該行為がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に該当しないことを約束し、また、その他の法令諸規則に抵触しないように行うものとします。

第3節 仮想通貨の分岐

第36条（仮想通貨の分岐に関する情報の収集及び提供）

- 1 当社は、仮想通貨の分岐に関する計画を知った場合には、当該計画に関する情報の収集に努めるものとします。
- 2 当社は、仮想通貨の分岐の発生時期、内容、目的及び期待する効果、当該分岐を計画する者のプロフィール、当該分岐によりお客様に生ずるリスク等、お客様が仮想通貨を取引し又は利用するために必要とする情報を、適宜、お客様に提供するものとします。
- 3 前項の情報提供に際しては、当社は、正確かつ最新の情報の提供に努めますが、その内容の正確性、最新性、網羅性その他について一切保証しません。

第37条（新仮想通貨の取扱い）

- 1 当社は、新仮想通貨については、原則としてお客様に帰属するものとして、お客様にその権利を付与します。なお、付与することが技術上不可能な場合、以下の事項を新仮想通貨が満たしていないと当社が判断した場合、その他付与することが適切でないと当社が判断した場合は、その付与を行わないことがあります。なお、その際には、その事由を当社サイト上での掲載又は当社が別途定める方法で、公表又は通知するものとします。
 1. 当該新仮想通貨について二重移転を防止する措置が講じられていること
 2. 当該新仮想通貨にお客様の資産を侵害する仕組みが講じられていないこと
 3. 当該新仮想通貨の有する機能が不法、不正な行為を誘引するものではないこと
- 2 当社は、新仮想通貨を分岐の直後に付与できない場合があります。

- 3 新仮想通貨を本サービスで取り扱うか否かは、当社が総合的に判断して決定するものとし、お客様はそれに対し異議を唱えないものとします。
- 4 前項の結果、当社が新仮想通貨の取扱いを行わないと決定した場合は、当社がお客様からその権利を買い取り、法定通貨によりその対価を支払うことができるものとします。また、その場合の買取価格等の諸条件は、当社が合理的かつ真摯に決定し、お客様はそれに対し異議を唱えないものとします。なお、当社は、買取価格を算出する基準を、当社サイト上での掲載又は当社が別途定める方法で、あらかじめお客様にお知らせします。但し、本条項は、前項の結果、当社が新仮想通貨の取扱いを行わないと決定した場合に、必ず買い取りを行うことを保証するものではありません。
- 5 当社は、新仮想通貨の権利をお客様に付与するにあたり、当社所定の手数料をお客様にご負担いただきます。なお、当社の定めるところにより当該手数料の一部又は全部を当社が負担する場合があります。
- 6 当社は、現に当社の取扱う仮想通貨について分岐により新仮想通貨が組成されお客様の保有する分岐の基となる仮想通貨の価値に影響を与える可能性がある場合には、あらかじめ、当該分岐計画の概要及び分岐により組成される新仮想通貨の内容、新仮想通貨の付与対応について、当社サイト上での掲載又は当社が別途定める方法で、お客様にお知らせします。

第 38 条（新仮想通貨の権利の取得）

当社は、新仮想通貨の権利の取得に関して、約定基準（分岐時に約定済みの注文については、分岐の基となる仮想通貨を当該約定に係る取引によって受け取る者を当該仮想通貨の保有者とみなす基準をいいます。）にて計算された分岐の基となる仮想通貨の残高をもって、取得する権利の有無及び数量を計算いたします。

第 39 条（分岐時の本サービスの利用制限）

- 1 当社は、お客様の資産保全と取引の安全を第一とし、仮想通貨の分岐によってお客様の資産保全又は取引履行に関して何らかの支障が生じるおそれがある場合には、当該分岐が発生すると予想される日時より前から当該分岐後に本サービスの安定稼働環境の確認を終えるまでの間、取引及び送付・預入等の本サービスの利用を一時的に停止する等必要な措置をとる場合があります。
- 2 前項の本サービスの一時停止及び本サービスの再開については、当社は、当社サイト上での掲載又は当社が別途定める方法で、速やかにお客様にお知らせします。本サービスの再開時期についてあらかじめ定めずに本サービスを一時停止した場合には、本サービスの再開見込みを、随時、当社サイト上での掲載又は当社が別途定める方法でお客様にお知らせします。
- 3 第 1 項の本サービスの一時停止等の措置を実施した期間中に生じた仮想通貨の価格変動によるお客様の損失（逸失利益を含みますがこれに限られません。）については、当社は一切の責任を負いません。

第 40 条（特定の種類の取引又はサービスに対する仮想通貨の分岐の取扱い）

特定の種類の取引又はサービスに対する仮想通貨の分岐の取扱いについては、附属約款等で個別に定めるものとし、お客様はそれに従うものとします。

第 3 章 雑則

第 41 条（著作権）

- 1 当社サイト又は本サービスにおいて提供されるコンテンツ、情報、写真、その他の著作物は、当社又は当該著作物の著作者若しくは著作権者に帰属するものとします。
- 2 お客様は、当社著作物について複製、転用、公衆送信、譲渡、翻案および翻訳等の著作権等を侵害する行為を行ってはならないものとします。

第 42 条（ダウンロード等についての注意事項）

- 1 お客様は、本サービスの利用に際して、当社サイトからのダウンロードその他の方法によりデータファイル又はソフトウェア等を、お客様のコンピュータ等にダウンロードし又はインストールする場合には、お客様が保有する情報の消滅又は改変、コンピュータ等機器の故障、損傷等が生じないように十分な注意を払うものとします。
- 2 当社は、当社が提供するデータファイル又はソフトウェア等のダウンロード又はインストールに関して、情報の消滅、機器の故障等が生じたとしても一切責任を負わないものとします。

第 43 条（準拠法及び合意管轄）

- 1 本約款及び附属約款等は、日本国の法律に準拠し解釈されるものとします。
- 2 お客様と当社との本サービスに関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の合意専属管轄とします。

第 44 条（クーリングオフ）

本サービスを利用して行う仮想通貨の取引については、お客様はクーリングオフを行えません。

第 45 条（分離可能性）

本約款又は附属約款等において定めた用語又は条項の一部が違法又は無効と判断される場合であっても、それ以外の用語又は条項は当然に有効であり、準拠法の範囲内で最大限の効力を有するものとします。

【2016年5月27日制定】

【2017年5月10日改定】

【2018年7月13日改定】